

訪問診療

【訪問診療】

患者様のご自宅に医師が定期的にお伺いして診療を致します。

ご本人、ご家族の希望を考慮し、当院主治医からの情報を元に診療を引き継ぎます。

対象となる方は、

通院が困難な方（寝たきりの方、またはそのおそれがある方、重症の障害をお持ちの方など）

退院後の自宅療養、在宅ケアを必要とされる方。

【診療内容】

診察・処方・採血、尿、心電図、エコーなどの検査・点滴静脈注射・高カロリー輸液・経鼻栄養・胃瘻・膀胱留置カテーテル・在宅酸素・褥瘡（床ずれ）・人工呼吸器・麻薬等の管理など 予防接種

訪問看護が対応したオンライン診療

【訪問日程】

月1～2回以上の計画的な訪問診療を行います。病状によっては訪問診療の回数が増減します。

日程、時間帯に関しては訪問開始時に担当医とご相談ください。

【往診について】

定期的な診療以外に、体調不良で診療を希望される場合には患者様の求めに応じて臨時に往診を致します。

【訪問看護について】

当院では、訪問診療を開始するにあたり訪問看護サービスの利用をお願いしております。訪問看護サービスとの連携により患者様の状態変化に迅速な対応が可能となり、より良い在宅医療を提供する事ができます。

【地域介護事業所との連携について】

地域の訪問看護、ケアマネージャー等の事業所とFAXなどの文書や電話やインターネット上でリアルタイムに情報の共有を行います。

個人情報の漏洩がおこらないように、情報の取り扱いに注意致します。

【処方の受け渡し方法について】

受け渡しには2つの方法があります。いずれかを選択して頂きます。

- ① 費用の精算時に当院会計窓口にてお渡しした処方せんを、かかりつけ薬局へ提出して処方を受ける方法。
- ② 当院が直接薬局に処方せんを提出し、調剤薬局がご自宅に訪問して届ける方法。

【お支払いについて】

病院窓口でのお支払いもしくは振り込み、口座引き落としからの選択となります。

お手続き方法、手数料などの詳しい説明は別途行います。

【緊急時の体制について】

- ・発熱・痛みの増強など具合が悪くなった時
- ・処方薬について、症状による不安や療養の相談をしたい時

24時間いつでも担当の訪問看護に連絡して下さい。訪問看護師が医師へ連絡し、対応致します。

アドバンスケアプランニング（ACP）

患者様・ご家族様の療養上の意向を尊重し、他職種と連携して意思決定の支援に関わらせて頂きます。

地域の訪問診療医と提携しております。順不同

○ハヤカワクリニック 早川佳彦医師 ○ひろせクリニック 廣瀬哲也医師

○ふじみ野中央クリニック 佐藤勝輝医師 ○オレンジ在宅クリニック 下松智哉医師

訪問診療専用ダイヤル（月～金）9：00～16：30

TEL 049-242-8833 FAX 049-238-7901

①訪問診療の利用料金について



在宅時医学総合管理料	処方箋を交付した場合	処方箋を交付しない場合	オンライン診療料
月2回以上 (厚生労働大臣が定める状態)	5,385点	300点加算	別途料金 設定あり
月2回以上 (厚生労働大臣が定める状態以外の疾患)	4,485点		
月1回	2,745点		

在宅患者訪問診療料 (訪問診療1日につき)	888点	外来在宅ベースアップ評価料 (訪問診療1日につき)	28点
--------------------------	------	------------------------------	-----

*R6年度～対象の医療従事者の処遇改善の目的で算定させていただきます

往診料 (臨時往診1回につき)	720点
診療従事者の緊急往診	850点
夜間 (18時から翌朝8時まで) ・休日	1,700点
深夜 (22時から翌朝6時まで)	2,700点

* 1時間を超えた場合、30分またはその端数を増すごとに100点加算されます

自費負担 交通費300円/回、各種診断書料、予防接種

各種加算
 包括支援加算、在宅移行早期加算、頻回訪問加算
 管理加算：在宅酸素療法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養指導管理料、在宅中心静脈栄養指導管理料、在宅療養移行加算、往診時医療情報連携加算、在宅医療情報連携加算、在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、在宅ターミナル加算、看取り加算、死亡診断加算など

○同一の場所に2人以上訪問する場合は、2人目の方から訪問診療料が再診料となります。その場合の2人目の方の外来在宅ベースアップ評価料は2点となります。

訪問診療 参考費用

80歳 後期高齢 1割負担 処方箋あり 月2回定期訪問した場合
 基本的な料金は、1ヶ月7,800円程度となります。
 緊急往診をした場合や検査、管理指導、処置の内容により費用負担があります。

介護保険を利用して居宅介護支援相談員（ケアマネージャー）へ情報提供します。

医師が行う居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人	299単位
居宅療養管理指導（Ⅱ）	単一建物居住者が2～9人	287単位

川越市は1単位 10.42円です。介護保険利用負担は1～3割の額です。